

写

31東監発第41号
令和元年12月2日

東村山市長 渡部 尚 様
東村山市議会議長 熊木 敏己 様

東村山市監査委員 赤木 盛一
東村山市監査委員 土田 士朗
東村山市監査委員 伊藤 真一

令和元年度第1回定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

対象所管課	環境安全部地域安全課、環境・住宅課、まちづくり部まちづくり推進課、用地課
監査の範囲	平成31年4月1日から令和元年8月31日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点とした。

- (1) 収入事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (2) 予算の執行は適正に行われているか
- (3) 契約事務はその根拠となる法令、規則等に適合しているか
- (4) 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか
- (5) 郵券の受払い、管理は適切に行われているか
- (6) その他 財務及び事務事業に関する必要事項

第4 監査の主な実施内容

対象所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

期間：令和元年9月2日から令和元年11月25日まで

実施内容	実施場所	日 程
実 査	対象所管課	令和元年10月1日
説明聴取	監 査 室	令和元年11月7日
講 評	監 査 室	令和元年11月25日

第6 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部検討を要する項目が見受けられたので意見・要望事項を含め以下の通り記述する。

地域安全課

1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

2 意見・要望事項

委託仕様書の整理見直しについて

有料自転車等駐輪場使用料徴収委託は、有料駐輪場の管理とともに指定管理者に委託している。現金及び電子マネーで支払うことができ、利用者にとって利便性が良いものである。しかし、手数料の収納までの流れが、仕様書において「駐車料金の収納事務については、東村山市の指示に従うこと」とあるが、その「指示」が明記されていないため、書類からは読み取れなかった。有料自転車等駐輪場使用料は、年間約2億900万円を取り扱うことから、誰が行なっても間違いの無いように管理しなければならない。そのためにも業務手順などをフローチャートにし、そこに起こりうるリスクについて把握し、そのリスクをチェックする仕組みを明確にしておくことが重要である。このことから仕様書の内容を整理し見直されたい。

環境・住宅課

1 指摘事項

書類等の不備について

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。しかしながら、住宅用太陽光発電システム設置費補助金申請書において、記載事項の一部を砂消しゴムで修正しているケースが散見された。

公文書であることに鑑み、適切な事務処理に努められたい。

まちづくり推進課

1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

用地課

1 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

2 意見・要望事項

土地開発公社への補助金について

土地開発公社において課題となっている保有土地の長期化については、平成27年度、28年度、29年度において長期保有土地の買戻しに取り組み、将来負担の軽減が図られた。一方、新規の土地購入については、都市計画道路整備事業等の推進を目的に、その用地の先行取得が進められている。今後も、土地開発公社と連携し、残された長期保有土地の整理、圧縮に努めるとともに、新規の土地購入に際しては慎重な検討、ならびに議論を通し公社のさらなる経営改革に取り組まれない。